

## 彩の国みどりのサポーターズクラブ事務処理要領

(平成22年8月12日施行)

### (目的)

第1条 この要領は、「彩の国みどりのサポーターズクラブ設置要綱」（以下「要綱」という。）第4条に定める、クラブの活動・運営に関する事務処理について定める。

### (会員登録及び退会・取消)

第2条 事務局は、要綱第2条に掲げる者から「彩の国みどりのサポーターズクラブ会員登録申込書（様式第1号）」の提出があった場合、クラブ会員（以下「会員」という。）として登録することができる。

2 会員は、第1項の登録事項に変更があった場合、速やかに事務局へ報告しなければならない。

3 事務局は、会員から「彩の国みどりのサポーターズクラブ退会申込書（様式第2号）」の提出があった場合、会員登録から削除し、保有している個人情報を消去する。

4 事務局は、会員が以下に該当する場合は、会員登録を取り消すことができる。

- (1) 関係法令に違反する行為をしたとき
- (2) その他会員としてふさわしくない行為をしたとき

### (情報提供)

第3条 事務局は、会員に、「みどりの再生」に関連する県や市町村のイベント情報等を、電子メール等で提供する。

2 事務局は、会員が自身の「みどりの再生」に関する以下の情報について他の会員への周知を希望する場合には、その内容を精査の上、他の会員に対して情報提供できる。

- (1) 会員が主催する植樹活動等のイベント
- (2) 会員の活動報告
- (3) 会員団体のメンバー募集
- (4) その他「みどりの再生」に関する事項

3 第1項及び第2項に基づき提供する情報等は、登録された住所又は電子メールアドレスに送信する。

なお、住所又は電子メールアドレスに変更があったにもかかわらず、会員から第2条第2項の報告がなかった場合には、事務局は情報提供を停止することができる。

4 会員は、情報提供を希望しない場合には、その旨を事務局に申し出るものとする。

5 会員は、情報提供の再開を希望する場合には、その旨を事務局に申し出るものとする。

(活動支援)

第4条 県は、会員が森林の保全・活用や身近な緑の保全・創出・活用などの「みどりの再生」に関する活動をする場合、これを支援することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、クラブの活動・運営に関し必要な事項は、みどり自然課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。